

令和3年12月7日

第6回廿日市市議会議案
(第4回定例会)

廿日市市

第6回廿日市市議会議案目次

議案第66号	廿日市市重要伝統的建造物群保存地区における 廿日市市税条例の特例を定める条例	…………… 1
議案第67号	廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設設置及び 管理条例	…………… 5
議案第68号	廿日市市多世代サポートセンター設置及び管理 条例	……… 15
議案第69号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	…………… 21
議案第70号	廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例	…………… 29
議案第71号	廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条 例の一部を改正する条例	……… 33
議案第72号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条 例	……… 39
議案第73号	廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部 を改正する条例	……… 43
議案第74号	廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例	……… 47
議案第80号	工事請負契約の締結について	…………… 51
議案第81号	工事請負契約の変更について	…………… 53
議案第82号	財産の取得の変更について	…………… 55
議案第83号	公の施設の指定管理者の指定について	…………… 57
議案第84号	公の施設の指定管理者の指定について	…………… 59
議案第85号	公の施設の指定管理者の指定の変更について	…………… 61
議案第86号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	……… 63

議案第66号

廿日市市重要伝統的建造物群保存地区における廿日市市税条例の特例を定める条例案を次のように提出する。

令和3年12月7日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市重要伝統的建造物群保存地区における廿日市市税条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第14条第1項の規定により選定された市の重要伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の歴史的環境の保存及び活用に資するため、保存地区内に所在する土地及び家屋に対して課する固定資産税について、廿日市市税条例（昭和31年条例第29号）の特例を定めるものとする。

(固定資産税の減額の特例)

第2条 保存地区内に所在する文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第3項第1号に規定する伝統的建造物に該当する家屋で文部科学大臣が定めるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第6項に規定する営業の用に供される家屋を除く。第6条において「特例家屋」という。）の敷地の用に供する土地に対して課する固定資産税については、その税額の2分の1に相当する額を減額するものとする。

(固定資産税の減額の特例の申告)

第3条 前条の規定の適用を受けようとする者は、同条の規定の適用を受けようとする最初の年度の初日の属する年の1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 申告者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の申告をした者は、前項の申告書の提出後において申告内容に変更が生じた場合は、遅滞なく、その旨を市長に申告しなければならない。

(虚偽の申告者等に対する措置)

第4条 前条第1項に規定する期限内に正当な理由がなく申告をせず、又は虚偽の記載その他不正な行為により申告をした者に対しては、第2条の規定を適用しないものとする。

(固定資産税の減額の特例の取消し)

第5条 市長は、虚偽の記載その他不正な行為により第2条の規定の適用を受けていることが判明した場合は、当該第2条の規定の適用を取り消すものとする。

(非課税の固定資産に対する有料貸付者の納税義務の特例)

第6条 廿日市市税条例第60条の規定は、特例家屋については、適用しないものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後5年ごとに、保存地区の状況等の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(提案理由)

廿日市市宮島町伝統的建造物群保存地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを踏まえ、重要伝統的建造物群保存地区内に所在する伝統的建造物である一定の家屋の敷地の用に供する土地に係る固定資産税の納税義務者に対して行う固定資産税の減額などに関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第67号

廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設設置及び管理条例案を次のように提出する。

令和3年12月7日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設設置及び管理条例

(設置)

第1条 地域資源の活用による市民と来訪者との交流の促進を図るとともに、多様な主体によるまちづくり活動を促進し、もって地域の活力の創出に資するため、廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設（以下「拠点施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 拠点施設の位置は、廿日市市玖島4323番地とする。

(施設の構成)

第3条 拠点施設は、次の施設で構成する。

- (1) 交流センター
- (2) 多目的グラウンド
- (3) 体育館

(事業)

第4条 拠点施設は、次の事業を行う。

- (1) 市民と来訪者との交流促進に関すること。
- (2) 多様な主体によるまちづくり活動の促進に関すること。
- (3) 地域の活力を創出する事業の実施に関すること。
- (4) その他拠点施設の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(使用時間等)

第5条 拠点施設の使用時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更し、又は休館日以外の日に拠点施設の全部若しくは一部を休館し、又は休館日に拠点施設の全部若しくは一部を開館することができる。

(使用の許可)

第6条 拠点施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の許可を受けなけ

ればならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、拠点施設の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第7条 市長は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 公益上必要があると認める場合を除くほか、専ら営利を目的として使用するとき。

(4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料の納付等)

第8条 別表第2に掲げる施設等を使用する者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、第6条第1項の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 第7条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

2 市は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限したことによって、使用者に損害を与えることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(指定管理者による管理等)

第10条 拠点施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者が拠点施設の管理を行う場合には、拠点施設を利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

3 第5条から前条まで並びに別表第1及び別表第2の規定は、第1項の規定により指定管理者に拠点施設の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第5条	使用時間	利用時間
	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第6条	使用	利用
	市長	指定管理者
第7条	市長	指定管理者
	使用	利用
第8条第1項	使用	利用
	同表に定める使用料	同表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
第8条第2項	使用料	利用料金
	使用	利用

	市長	指定管理者
第 8 条第 3 項	市長	指定管理者
	使用料	利用料金
第 8 条第 4 項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
第 9 条第 1 項	市長	指定管理者
	使用	利用
	使用者	利用者
第 9 条第 2 項	使用	利用
	使用者	利用者
別表第 1	使用時間	利用時間
別表第 2	使用料	利用料金
別表第 2 の備考 1	使用者	利用者
	使用	利用
	使用料	利用料金
	この表に定める額	この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金
別表第 2 の備考 2	使用	利用
	使用料	利用料金
	この表に定める額	この表に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金

(指定管理者の指定の申請)

第 11 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添付して市長

に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって申請の内容を総合的に審査し、当該申請に係る拠点施設の指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、拠点施設の利用者の平等な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、拠点施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、地域の実情に適合したものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、拠点施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業
- (2) 拠点施設の利用の許可に関する業務
- (3) 利用料金の徴収に関する業務
- (4) 拠点施設の施設、設備及び物品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、拠点施設の運営に関して市長が必要と認める業務

(事業報告書の作成及び提出)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第15条 市長は、拠点施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、定期的に又は臨時に、その管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第16条 市長は、指定管理者が第14条の規定に従わないとき、前条の規定による報告をせず、調査を拒み、又は指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたことによって、指定管理者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、拠点施設の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

区分	使用時間	休館日
交流センター	9時から17時まで	火曜日及び水曜日並びに12月29日から翌年1月3日までの日
多目的グラウンド	9時から21時30分まで	12月29日から翌年1月3日までの日
体育館	9時から21時30分まで	12月29日から翌年1月3日までの日

別表第2 (第8条関係)

区分	単位	使用料
多目的グラウンド	1時間までごとに	380円
体育館	1時間までごとに	440円
屋外照明設備	1時間までごとに	300円

備考

- 1 使用者が拠点施設の設置の目的以外に使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。
- 2 多目的グラウンド及び体育館を2分の1に区分して使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（拠点施設の設置の目的以外に使用する場合は、2倍の額に2分の1を乗じて得た額）とする。

(提案理由)

地域資源の活用による市民と来訪者との交流の促進を図るとともに、多様な主体によるまちづくり活動を促進し、もって地域の活力の創出に資するため、廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設を設置し、その管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第68号

廿日市市多世代サポートセンター設置及び管理条例案を次のように提出する。

令和3年12月7日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市多世代サポートセンター設置及び管理条例

(設置)

第1条 乳幼児から高齢者まであらゆる世代の市民の健康の増進と福祉の向上を図り、併せて地域の交流活動を促進するため、廿日市市多世代サポートセンター（以下「多世代サポートセンター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 多世代サポートセンターの位置は、廿日市市地御前一丁目3番28号とする。

(事業)

第3条 多世代サポートセンターは、次の事業を行う。

- (1) 乳幼児から高齢者まであらゆる世代の市民の健康の増進及び福祉の向上を図るための施設の提供に関すること。
- (2) 地域の交流活動を促進するための施設の提供に関すること。
- (3) その他多世代サポートセンターの目的を達成するために必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 多世代サポートセンターの施設及び附属設備（多目的ホール及びその附属設備に限る。以下「施設等」という。）を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、多世代サポートセンターの管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用許可の制限)

第5条 市長は、申請者の施設等の使用の目的又は方法が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められ

るとき。

- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公益上必要があると認める場合を除くほか、専ら営利を目的として使用するとき。
- (4) その他管理運営上支障があると認められるとき。

(使用料の納付等)

第6条 施設等を使用する者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、第4条第1項の施設等の使用の許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 第5条各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。

2 市は、前項の規定により施設等の使用の許可を取り消し、又は使用の方法を制限したことによって、使用者に損害が生じることがあっても、これに対して賠償する義務を負わない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、多世代サポートセンターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

区分	単位	使用料
多目的ホール	1時間までごとに	1,620円
多目的ホール（2分の1区画を使用する場合）	1時間までごとに	810円
附属設備	市長が定める額	

備考

- 1 使用者が多世代サポートセンターの設置の目的以外に施設等を使用する場合（文化、教育その他公共的事業に使用する場合を除く。）における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。
- 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(提案理由)

乳幼児から高齢者まであらゆる世代の市民の健康の増進と福祉の向上を図り、併せて地域の交流活動を促進することを目的に、廿日市市多世代サポートセンターを設置し、その管理に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第69号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年12月7日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第5号中「決定したこと」の次に「又は管理者等が選任されたこと」を加え、「適合審査を受けた」を「確認書又は確認書の写しを提出する」に、「適合審査とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合していることについて、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が行う審査」を「確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項に規定する確認書」に、

「

6,600円	増改築をする場合は、 9,800円
6,600円に申請住戸数から1を減じた数に1,800円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、 9,800円に申請住戸数から1を減じた数に2,800円を乗じて得た額を加えた額
2万3,000円に申請住戸数から10を減じた数に900円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、3万5,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,400円を乗じて得た額を加えた額
10万9,000円に申請住戸数から	増改築をする場合は、16万2,000円に申請住戸数

を

100 を減じた数に 700 円を乗じて得 た額を加えた額	から 100 を減じた数に 1,000 円を乗じて得た額 を加えた額
18 万円に申請住 戸数から 200 を 減じた数に 400 円を乗じて得た 額を加えた額	増改築をする場合は、26 万 7,000 円に申請住戸数 から 200 を減じた数に 600 円を乗じて得た額を 加えた額
22 万 3,000 円に 申請住戸数から 300 を減じた数に 100 円を乗じて得 た額を加えた額 (23 万 8,000 円 を上限とする。)	増改築をする場合は、32 万 9,000 円に申請住戸数 から 300 を減じた数に 200 円を乗じて得た額を 加えた額 (35 万 1,000 円 を上限とする。)

」

「

1 万 2,900 円	増改築をする場合は、1 万 9,400 円
1 万 2,900 円に 申請住戸数から 1 を減じた数に 2,900 円を乗じて 得た額を加えた 額	増改築をする場合は、1 万 9,400 円に申請住戸数 から 1 を減じた数に 4,200 円を乗じて得た額 を加えた額
3 万 9,000 円に 申請住戸数から	増改築をする場合は、5 万 8,000 円に申請住戸数

10 を減じた数に 1,300 円を乗じて得た額を加えた額	から 10 を減じた数に 2,000 円を乗じて得た額を加えた額
16 万円に申請住戸数から 100 を減じた数に 1,100 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、24 万 1,000 円に申請住戸数から 100 を減じた数に 1,600 円を乗じて得た額を加えた額
27 万 3,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 700 円を乗じて得た額を加えた額	増改築をする場合は、40 万 9,000 円に申請住戸数から 200 を減じた数に 1,100 円を乗じて得た額を加えた額
34 万 6,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 400 円を乗じて得た額を加えた額 (39 万 3,000 円を上限とする。)	増改築をする場合は、51 万 9,000 円に申請住戸数から 300 を減じた数に 700 円を乗じて得た額を加えた額 (58 万 9,000 円を上限とする。)

に、

」

「住宅性能評価書の交付を受けた」を「住宅性能評価書又は住宅性能評価書の写しを提出する」に改め、「規定する住宅性能評価書」の次に「(同法第 6 条の 2 第 4 項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。)」を加え、

「

1 万 6,500 円

「

1 万 2,900 円

1万6,500円に申請住戸数から1を減じた数に9,000円を乗じて得た額を加えた額
9万8,300円に申請住戸数から10を減じた数に4,300円を乗じて得た額を加えた額
48万8,000円に申請住戸数から100を減じた数に4,000円を乗じて得た額を加えた額
88万9,000円に申請住戸数から200を減じた数に3,200円を乗じて得た額を加えた額
121万2,000円に申請住戸数から300を減じた数に

を

1万2,900円に申請住戸数から1を減じた数に2,900円を乗じて得た額を加えた額
3万9,000円に申請住戸数から10を減じた数に1,300円を乗じて得た額を加えた額
16万円に申請住戸数から100を減じた数に1,100円を乗じて得た額を加えた額
27万3,000円に申請住戸数から200を減じた数に700円を乗じて得た額を加えた額
34万6,000円に申請住戸数から300を減じた数に

に、

2,500円を乗じて得た額を加えた額（146万6,000円を上限とする。）	400円を乗じて得た額を加えた額（39万3,000円を上限とする。）
---------------------------------------	------------------------------------

要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
---------------------------	----	------	---------------

を

要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。
認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可	1件	16万円	1申請をもって1件とする。

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に適合審査を受けた場合又は住宅性能評価書の交付を受けた場合の長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部が改正され、登録住宅性能評価機関の活用による長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査が合理化されたことに伴い、当該認定事務に係る手数料の額を定めるとともに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可制度が創設されたことなどに伴い、当該事務に係る手数料の額を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第70号

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年12月7日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市漁港管理条例の一部を改正する条例

廿日市市漁港管理条例（平成17年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第10条中「次条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第11条第3項中「、10年」を「10年を、第2項の許可の有効期間は5年」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により管理漁港施設を使用しようとする者（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）第2条第1号に規定するプレジャーボート（以下「プレジャーボート」という。）の係留を目的として使用しようとする者に限る。）は、市長の許可を受けなければならない。

第13条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第11条第2項の許可を受けた者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。

第14条第1項中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条第2項中「前条第2項から第4項まで」を「前条第3項から第5項まで」に改める。

第15条第1号中「第11条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、同条第2号及び第3号中「第11条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第16条中「第11条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

附則に次の1項を加える。

7 第13条第2項の規定にかかわらず、別表第2の使用料は、令和5年3月31日までの間は、これを徴収しないものとする。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

区分	単位	使用料
地方自治法第238条の4第7項の規定によりプレジャーボートの係留を目的として使用する場合に係る使用料	船舶等の長さ1メートルにつき1月	300円

備考

- 1 船舶等の長さとは、次に掲げる長さの合計をいう。
 - (1) 係留するプレジャーボートの船舶の長さ
 - (2) プレジャーボートの係留の用に供する栈橋及び渡橋の長さ
 - (3) プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ
- 2 前項の船舶等の長さに1メートルに満たない端数があるときは、当該端数を1メートルとみなして使用料を計算する。
- 3 使用期間が1月に満たないとき又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、当該1月に満たない使用期間又は当該1月に満たない端数の期間を1月とみなして使用料を計算する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市が管理する漁港施設において、プレジャーボートの係留保管の適正化に向けた対策を実施することを目的として、プレジャーボートの係留に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第71号

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年12月7日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例（平成13年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「業務」を「事業」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 健康の増進及び福祉の向上を目的とする市民の活動を促進するための施設の提供に関すること。
- (2) 包括的相談支援に関すること。

第3条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とする。

第4条から第7条までを削る。

第8条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第9条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第10条第1項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「第8条第1項」を「第4条第1項」に改め、同条を第6条とする。

第11条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「第9条各号」を「第5条各号」に改め、同条を第7条とする。

第12条から第17条までを削る。

第18条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第8条とする。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	基本使用料					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時30分 から21時 30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで

	円	円	円	円	円	円
健康指導室	1,890	2,150	2,150	4,320	4,600	6,770
栄養指導室	790	910	910	1,830	1,940	2,860
調理室	2,170	2,490	2,490	4,990	5,300	7,800
健康増進室 1 及び健康 増進室 2	2,280	2,600	2,600	5,220	5,550	8,150
健康増進室 2	1,380	1,580	1,580	3,170	3,380	4,970
会議室	1,240	1,420	1,420	2,850	3,030	4,460
音楽室	960	1,110	1,110	2,230	2,360	3,480
作業室 1	510	590	590	1,190	1,260	1,860
作業室 2	590	670	670	1,340	1,430	2,100
多目的ホー ル	6,700	7,650	7,650	15,310	16,270	23,940
講座室	2,440	2,790	2,790	5,580	5,930	8,720
附属設備	市長が定める額					

備考

- 1 使用者が健康福祉センターの設置の目的以外に施設等を使用する場合（文化、教育その他公共的事業に使用する場合を除く。）における施設等の使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。
- 2 この表に定める使用時間を超えて施設等を使用する場合における使用料の額は、超過時間1時間までごとに、その使用区分に係る基本使用料の1時間当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

廿日市市総合健康福祉センターに福祉保健部の一部が移転し、市長による管理を実施することに伴い、指定管理者による管理に関する規定を廃止するなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第72号

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年12月7日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険条例（昭和35年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附則第4条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、附則第4条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

(提案理由)

産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金が見直されたことなどに伴い、出産育児一時金の支給額及び加算額の上限を改定するなどの改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第73号

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年12月7日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

山陽女子大前自転車駐車場	廿日市市大東1051番地1
--------------	---------------

」

を

「

山陽女学園前駅自転車駐車場	廿日市市大東1051番地1
---------------	---------------

」

に、

「

広電廿日市駅自転車駐車場	廿日市市廿日市二丁目966番地21
--------------	-------------------

」

を

「

広電廿日市駅自転車駐車場	廿日市市廿日市二丁目966番地21
J A 広島病院前駅自転車駐車場	廿日市市地御前一丁目1007番地6 地先

」

に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の規定による指定管理者の指定及びこれに係る手続その他この条例を施行す

るための準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

(提案理由)

新たに自転車駐車を設置することなどに伴い、当該自転車駐車の名称及び位置を定めるなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第74号

廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和3年12月7日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例

廿日市市建築審査会条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第2項」を「他の法令」に改める。

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部が改正され、建築審査会の会議を招集する要件として、容積率の特例の許可をすることについて同意を求められた場合が追加されたことなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 80 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり吉和支所複合施設新築工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 吉和支所複合施設新築工事
- 2 工事場所 廿日市市吉和字東小福 1 8 8 6 番 1 外
- 3 請負金額 7 6 7, 5 8 0, 0 0 0 円
- 4 請 負 者 砂原組・中電工業吉和支所複合施設新築工事特定建設工事
共同企業体

代表者 広島市中区平野町 1 番 1 6 号

株式会社 砂原組

代表取締役 砂 原 傑

構成員 広島市南区出汐二丁目 3 番 2 4 号

中電工業株式会社

代表取締役 石 井 浩 一

(提案理由)

吉和支所複合施設新築工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 81 号

工事請負契約の変更について

令和 3 年議案第 60 号により議決を得た市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路改良工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

「3 請負金額 185,658,000 円」を「3 請負金額 213,492,400 円」に改める。

(提案理由)

令和3年議案第60号により議決を得た市道熊ヶ浦鯛ノ原線道路改良工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要性が生じたので、市議会の議決を求めるものである。

議案第 8 2 号

財産の取得の変更について

令和元年議案第 6 5 号により議決を得た財産の取得の一部を次のように変更することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

「所 在 廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 2 6 」を「所 在 廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 3 6 」に、「床面積 1 , 6 9 0 . 1 5 平方メートルのうち 1 , 5 4 1 . 7 6 平方メートル」を「床面積 1 , 6 9 8 . 4 6 平方メートルのうち 1 , 5 5 0 . 4 1 平方メートル」に改める。

(提案理由)

令和元年議案第 6 5 号により財産を取得することについて議決を得た地域医療拠点等整備事業において整備される官民複合施設のうち、公共施設部分については、土地を分筆したこと及び設計を変更したことにより、所在及び床面積を変更する必要性が生じたので、市議会の議決を求めるものである。

議案第 83 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市福祉健康増進保養センター設置及び管理条例（平成 15 年条例第 29 号）第 13 条の規定により、次のとおり廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市栗栖 508 番地

株式会社 広島リゾート

代表取締役 中 本 雅 生

3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 7 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者の指定期間が、令和4年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 8 4 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例（平成 1 5 年条例第 3 2 号）第 1 5 条の規定により、次のとおり廿日市市吉和魅惑の里の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 公の施設の名称
廿日市市吉和魅惑の里
- 2 指定管理者となる団体の名称
廿日市市栗栖 5 0 8 番地
株式会社 広島リゾート
代表取締役 中 本 雅 生
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から
令和 5 年 3 月 3 1 日まで

(提案理由)

廿日市市吉和魅惑の里の指定管理者の指定期間が、令和4年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 85 号

公の施設の指定管理者の指定の変更について

平成 30 年議案第 120 号により議決を得た廿日市市総合健康福祉センターの指定管理者の指定の一部を次のように変更することについて、市議会の議決を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

「		「
3 指定の期間		3 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から	を	平成 31 年 4 月 1 日から
平成 36 年 3 月 31 日まで		令和 4 年 3 月 31 日まで
」		」

に改める。

(提案理由)

平成30年議案第120号により議決を得た廿日市市総合健康福祉センターの指定管理者の指定について、当該施設に福祉保健部の一部を移転すること及び当該施設の指定管理者から当該移転により当該施設の管理を行うことに関する協議の申出があったことに伴い、指定の期間を変更する必要が生じたので、市議会の議決を求めるものである。

議案第 86 号

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
第 4 条第 2 項の規定により、次の者を廿日市市教育委員会の委員に任命す
ることについて、市議会の同意を求める。

令和 3 年 12 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 松 本 良 子

(提案理由)

廿日市市教育委員会の委員松本良子の任期が、令和3年12月24日をもって満了するので、その後任委員の任命について、市議会の同意を求めるものである。